

特定工場における生産施設の面積

小数点以下は切り捨てること

セ - 1 - 1 とセ - 1 - 2 とは別棟の建屋であるが、仕訳上 1 単位の製造工場又は製造工程とみる

今回の届出で変更がない場合は記載を省略して差し支えない

セ - 4、セ - 5 の記載を省略した場合も合計欄には含める

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
第 1 製造工場	セ - 1	1,000	1,500	+ 500
( 機械プレス工場 )	( セ - 1 - 1 )	( 600 )	( 900 )	( + 300 )
( " )	( セ - 1 - 2 )	( 400 )	( 600 )	( + 200 )
第 2 製造工場	セ - 2	1,000	500	500
第 3 製造工場	セ - 3	1,000	1,500	500 + 1,000
組立工場	セ - 4	1,000	変更なし	
ボイラー室	セ - 5	100	"	
航空機部品工場	セ - 6	なし	1,500	+ 1,500
1. 生産工程が工場建屋単位で独立している機械工場などの場合は、それぞれの工場建屋を一つの単位として取扱う。 2. 生産施設単位に含まれる主要施設はセ - 1 - 1、セ - 1 - 2 といった枝番号を付し、その面積を ( ) 内に記載すること				
生産施設の面積の合計		4,100	6,100	1,000 + 3,000

既存の生産施設に新たな生産施設を 500㎡増設する場合

1,000㎡の既存の生産施設を 500㎡廃棄する場合

1,000㎡の生産施設を 500㎡スクラップするとともに同一単位の生産施設を 1,000㎡ビルドする場合

新たな生産施設を 1,500㎡増設する場合

増減は、それぞれ延面積で表すこと

(注) 法第 8 条第 1 項 (変更) の届出で、今回、生産施設面積の変更がない場合は、この様式の提出は要しない。

2以上の業種に属する特定工場は次の「特定工場の業種別生産施設面積一覧表」を添付すること。

特定工場の業種別生産施設面積一覧表

生産施設の名称	施設番号	生産施設の面積 (㎡) (今回の変更面積)	製造製品名	業種の分類 (分類番号)	敷地面積に対する 生産施設の割合	既存の生産施設用 敷地計算係数
第1製造工場	セ - 1	1,500 (+500)	燃料コック	自動車部分品・付属品製造業 (3113)	65%	1.2
第2製造工場	セ - 2	500 (500)	燃料コック	自動車部分品・付属品製造業 (3113)	65%	1.2
第3製造工場	セ - 3	1,500 (+1,000) (500)	燃料コック	自動車部分品・付属品製造業 (3113)	65%	1.2
組立工場	セ - 4	1,000	燃料コック	自動車部分品・付属品製造業 (3113)	65%	1.2
ボイラー室	セ - 5	100	燃料コック	自動車部分品・付属品製造業 (3113)	65%	1.2
航空機部品工場	セ - 6	1,500 (+1,500)	航空機胴体部品	その他の航空機部分品・補助装 置製造業 (3149)	65%	-

- (注) 1 共用施設(各業種で共用する生産施設たる用役施設(ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等))の生産施設面積は、それを使用して  
いる業種のうち準則値(敷地の面積に対する生産施設の割合)の厳しい方の生産施設に含めることとする。
- 2 今回の変更届出で、変更のない生産施設については記載を省略して差し支えない。
- 3 一の業種に属する特定工場については、この様式の提出は要しない